

和歌山県環境影響評価審査会（令和2年8月6日）議事概要

- 1 日時 令和2年8月6日午後1時半から午後5時まで
- 2 場所 和歌山県自治会館 203 会議室
- 3 出席者 別紙のとおり（委員12名、事務局3名、事業者7名）
- 4 審議案件
（仮称）DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について（第3回）
- 5 議事概要

会 長：本日は、事業者：ルギー株式会社の DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業の計画段階環境配慮に係る審査であります。7月7日の第1回の会議において事業者から事業概要の説明を受けました。そして、前回7月21日には、事業実施想定区域の現地視察を行っております。本日は、委員の皆様から事前に頂きましたご意見、ご質問に対する事業者の見解が提出されておりますので、これを踏まえて議論を進めていきたいと考えております。よろしくをお願いします。

会 長：それでは、議事に進みます。資料1の計画段階環境配慮書に関する意見・質問とそれに対する事業者の見解につきまして、事業者から説明願います。

事業者：（資料1全般部分の説明）

委 員：質問2のところですが、事業者見解の2行目「回避又は低減できるかを評価しています」とあります。評価の基準は、回避されているかあるいは低減されているかのどちらかであれば評価するという結論に達するというふうに読めます。ところが、私が要求しているのは、低減したからじゃなくて、重大な影響がないような低減がされているかどうかの問題。その部分がなければ、今までの影響が100%であったものを1%でも低減すれば低減したということになって、この事業の計画に事業者側が十分な配慮を行ったということで評価できるという結果が出ると思いますが、これでは何の意味もないと思います。どれくらいの低減ができたかというところを評価しなければならない。そういう文章に直していただきたいということを、これまでにも申しておいたのですが、これではそういうことになっていない。

事業者：配慮書の「回避又は低減されているか」というところの記載ですけれども、今、初期段階というところもあって、今できるところで「回避又は低減」という評価をさせていただいています。

委 員：いかなる現在の状態であろうとも、評価をする基準は決まっているわけです。この文章そのものが、事業者側がいかにわずかな影響を削減したとしても、評価に当たるということになる。日本語としてはそうしか考えられない。それでは、重大な影響が残ったまま評価が行われるということが十分考えられます。それでは評価にはならないと言っているのです。

事業者：現時点では、配慮書という段階でありまして、我々に与えられている情報というのが、文献で集めさせていただいた情報という段階でございます。それに対して、例えば地形・地質ですと白馬山脈に掛かるよという、ただどこで事業をしようとしているのだから、重大な影響を受ける可能性はあるよと、そう書かざるを得ないんです。今後、事業計画を策定するに当たり、こういうことに気を付けていけば、回避とは言えないかもしれないですけども、回避又は低減。

委 員：その低減の程度が問題です。わずかに低減しただけであれば、評価に値しないというふうなことが分かる文章を書いてほしい。低減だけだと、どれだけ低減しているか分からないから

評価できない。もし書くなら、重大な影響が残らないほどに、あるいは、重大な影響が軽微な影響になるまで、大部分の影響が取り除かれているということが、例えば 70%とか 80%とか、一般の人が読んでわかる程度の低減を行はなければいけない。そういう文言が書かれていない。事業者が行っている最大限の低減が行われているかどうか、そんなものは、我々は要求していない。要するに、重大な影響が残るかどうかの問題なんです。もし、努力しても重大な影響が残るのであれば、我々としては、認めないような方向で動かざるを得ないというふうになってしまう。

事業者：先ほども申しましたけども、配慮書段階の記載ですので、例えば 70%とかいうような定量的な判断はすごく難しい。そういうことで、例えばここに 70%低減なんていうことを書いてしまうこと自体がそれこそおかしいんじゃないかと。やはり現地に入ってみないと、これ以上の記載をすることは無責任なんじゃないかなというふうに判断します。現時点で文献など机上の調査した中で、こういうことをやれば回避・低減の方向に進むんじゃないかと、そういうふうに進めることができれば評価できるんじゃないかというふうに考えております。

委員：今まで持っている知識で判断して、重大な環境影響を残さないほどに低減ができるかどうかを判断しようと言っているんです。そうでなければ GO ということが言えないでしょう。重大な影響が回避できるか又は重大な影響が残らないほどに低減できる可能性があるかどうかを判断しないとイケない。その可能性を、現在の得られている情報だけで回避できないと判断できれば、それはやめるべきです。

事務局：前回の紀中ウインドファームと少し書き方が違うところがあるので補足しますと、例えば 196 ページなんですけど、こちらの事業では「重大な影響を受ける可能性がある」と評価する」という表現になってしまっていて、「低減できる可能性がある」という評価はされていません。ただ、発電所アセス省令では、できるかぎり回避し、又は低減されているかどうかを検討するようになっていますので、そういう点では少し違うのかなとは思いますが。

事業者：今、言われた 196 ページのところですが、確かに重大な影響を受ける可能性がある」と評価する」として書いています。ですから、その下の二行で、方法書以降の環境影響評価手続及び詳細設計において、下に示した事項に留意することで環境影響の回避又は低減を図っていきましょうというようなことを書いております。

委員：回避又は低減できるか評価するという言葉は、ものすごく多くのところで出てくるんですが、これはロジックの問題として、低減というのと回避というのは、言葉として並列になっているが、回避はゼロにすること、低減というのは 100%を 5%低減しても低減という言葉の使い方としては誤りではない。だから、これを並列で常に回避又は低減という言い方で評価していくという、その説明の仕方自体がおかしいのではないかというふうに言っているわけです。今の段階で、例えば何%とか数字を出して精密に測れということを行っているのではなくて、こういうことで評価として表現すること自体、本当にロジックの問題として分かっているのかということを行っているわけです。少なくとも、回避に相当するレベルの大規模な提言ができるというのが言葉として正しい。それを単なる低減という言葉だけで置き換えてしまうと。

委員：回避又は重大な影響が残らないほどの低減がなされるということが可能であるというふうに文章を書けば問題ない。低減の程度をちゃんと示す。要するに、重大な影響が残らないほどの低減という一言を加えれば、回避と同程度の意味であるということがよく理解できます。

事業者：承知しました。

委員：4 番の「回避・低減を図る」という文言についても考えてください。

委員：5番の修正について、56ページの和歌山のレッドデータブックの自然のリストがゼロになっています。39種です。それと、和歌山県鳥類目録2018年、88種しかありませんが、一番よく調べられていますので、374種と移入種が12種の386種になっています。

事業者：(資料1の2章・3章関係説明)

委員：第2章のNo.6の事業者見解のところで、見解の下から3行目くらいのところ、「さらに現地調査を進め、特定植物群落及びその範囲においても状況を確認する。」さらにその下に今度は「計画の熟度を高めて、地元自治体とも連携して、基金などの取組も検討する。」この特定植物群落と現地調査と地元自治体と基金と、これらの関係性について説明していただきたい。

事業者：まず、実際に今は配慮書段階ですので、文献で植生調査をさせていただいております。

委員：特定植物群落というのは、地図上に区域が書かれてあるが、あれは登録した時の範囲を決めたのであって、現状がどうなっているかの変化によって毎年毎年区域を変更しているわけではないから、広まることもあれば狭まることもある。それが現状どうなっているのか、例えばそれが半分ぐらいに縮んでしまっていたらどうするのか、あるいは広がっていたらどうするかということが大事なところです。もし小さくなっていたら、それは現状へ戻す方向に努力をするというのが、我々も努力するし事業者も努力する。事業者の努力というのは、拍車をかけて範囲がますます小さくならないように、できるだけ努力をする。あるいは、今まで小さくなったやつは、元はこんなんだから、もうちょっと広くなるように努力をする。あるいは、地図上に示されてあるあの区域を守るためには、ここだけきっちりやってもあかんので、バッファゾーンがどうしても必要だと、そういう観点で事業をする。私は最後のタイプが重要だと思いますので、そういうふうなことをやってほしい。今の情勢だと、どんどん狭まっているものも多いと思います。その場合は「自然のあれだから、ほっておこう」というのではなくて、元の状態になるべく近い状態で保存したいというふうに考えます。是非とも事業者もそのように考えて欲しい。ただ基金をどうのというのがちょっと分からない。基金を町がやるというふうに書いてありますけども、どっから出てくるかも分からない。最初にそこで事業をやろうとした人が最後まで責任を持つべきじゃないかと思いますが。

事業者：環境保全の姿勢の一つとして、基金の取組などを行ってまいりたいと考えております。

委員：8番の質問の回答ですが、中段に「風力発電機の設置に伴う改変は尾根上の一部に限られる」とありますが、尾根上ということは稜線上ということですか。

事業者：そうです。

委員：風力発電機を設置するという事は、稜線をしっかり削るということですか？

事業者：しっかり削るところは、実際の地主の方の土地の状況を見ながらということになるので、稜線をずーっと削るというよりは、現場の植生であったり、土地所有者さんとの関係であったり。

委員：ずーっとは削らないでしょう、時々置いていくのだから。でも置くところは稜線なんですか？この計画を進めるとすれば、景観的には稜線に傷がつくということですね。

事業者：そういう意味では、環境を傷つける。ただ、我々、もともと今年の6月から日高川町、有田川町の町長、副町長と話をした中で、景観保護の問題がありまして、有田川町長からは、「あらぎ島から見えないこと」と、日高川町長からは「ヤッホーポイントから見えないこと」という指示がありましたので、それに基づいてレイアウトを考えようかなというのはあります。両町の土地をまたいで稜線が走っていますので、極力大事な木を守りながら、一番最初に自治体さんがどういう稜線に対する思いがあるのかということの中で、両町長さんからそう

いうご依頼がありましたので、それは最低限守らせていただこうと思って、計画を考えよう
と思っております。

委員：稜線というのは生命線なんです。削らないのが一番。それから建物を建てたら、それが稜線
を切らないことが重要な要素です。先ほどあらぎ島の話が出ましたが、景観というのは昼間
だけではなく、夜の景観もあります。あらぎ島というのは、夜は漆黒の闇になるんです。た
とえブレードまで全部見えないようにしても、航空障害灯の光条が稜線の向こうからホリゾ
ントのようにふわっと明るくなる。漆黒の闇をなくしてしまう。これも低減ということはい
りえないんです。あらぎ島のところに、少しでも光を感じさせてしまうということは回避以
外にはないんです。低減はありえない。もう少しきめ細やかにしていけないいけない。

委員：14番の視程の資料を出して頂けませんかというところですが、直近にないのは分かりますが、
視程の資料もないのに見えるとか見えないとか言えるのでしょうか。例えば、少し離れてい
ても和歌山地方気象台の視程などを、距離がいくらあって平地と山地とで違いがあるかもし
れないがという注釈を付けた上で示さない、そういうことが言えないんじゃないかと、疑
問を感じます。現地に行くことが一番だと思いますが、それはこれからのことなので願い
します。

委員：風力発電機の色の話が出ていまして。私が書いた質問56番。回答に「ガイドラインにこう書
いてあるから、これを基本にして、灰色等の無彩色がなじみやすいとされていることから、
これを参考に」とありますが、灰色等の無彩色だけで一体何色あるかということです。最後
の一色をどのように決めるのかというのを質問したのです。それをエイヤーで決められては
困る。この回答では、全国の空は全部同じ色かと聞きたくなります。東京の空と大阪の空と
みんな色が違う。海の上の空と山の上の空と違う。それだけ違うものを、どこを基準にする
のかという話があって、最後の一色をどうやって決めるつもりですか、なんの現地の調査も
しないのですかということを質問しているのです。

事業者：56番の色については、参考にしながら、今後、フォトモンタージュを作成させていただいて、
景観基準に則って、その中で基準となるマンセル値の範囲の中からそういった最後の一色
を決めていきたいと考えています。

委員：何色かのクレパスから選ぶのではなくて、ちゃんとマンセル値で選ぶようにしてください。

事業者：承知しました。

委員：No.8です。滝を改変の対象からは除外するというところ。全然工事の地域から離れているの
で影響がないだろうということについて、例としては箕面の滝と、大井川の例があって、ト
ンネルを掘ったからだ。滝あるいは水脈が変化するのは、トンネル工事だけで起こること
ではないと思いますので、この書き方「白馬の滝を直接改変することがないので」というの
は、必ずしも限定的に言えることではないので、もう少し表現を変えた方がよいのではない
かというふうに思います。

委員：もう一つその上の保安林のところ。保安林というのは、配慮書によると、災害防止的な役割
を果たしている。その保安林を解除するに当たって、ここに書いてあるのは、今は保安林は
管理がよくない可能性もあるから、保安林の機能を果たしていないなら、もう少し手を入れ
て、保安林らしくしようというようなことが書かれてあると理解したんですが、保安林を管
轄するところからすれば、保安林は保安林としての役目を果たしているから保安林として存
在するのであろうと普通、法律的には感じるんですが、こういうことを書くのが妥当か
どうかということを感じました。

事業者：今回、保安林を調査したところ、水源涵養保安林ということで、認識をしております。おつ

しゃるとおり、我々も関係部署と連携をしながら、そういったところをきちっと調査をしていきたいと思っています。

委員：12番ですが、林道を見ていると、私の印象では、有田川町がほとんどで、日高川町側はあまりなかったような印象があるんですが、どうやって尾根をまたいで日高川町側に取付をするのですか。

事業者：今のところ日高川町側の計画をしているのですが、今後の状況で有田川町をまたいだ計画の可能性も考えていきたいと思っております。有田川町と日高川町の尾根の比率というところは、環境影響評価と同時に地籍の方で、登記簿謄本を含め調査を行っております。例えば白馬山から久保の峠付近はメインが日高川町側の方が林道の割合が多いということもございまして。

委員：地図で説明してください。

事業者：2-2-17、19ページ、こちらが事業実施想定区域と、林道の重ね合わせの図面になっております。白馬山と書かれているところのすぐ下に、黒色の事業実施想定区域が書かれているんですが、その下に薄っすら灰色の線がございまして、そちらが町境になってございます。それでいきますと、南が日高川で北が有田川というところで、例で表しますと、例えばこういうふうに日高川町側にも林道が入っていますので、そういったところで、日高川町側から今のところ取付をするというような計画を今のところは立てております。

委員：それに関連しまして、No. 13の事業者の回答のところで、「日高川町の地権者よりFIT申請に必要な土地同意を頂いている」と書かれていますよね。これは、事業予定地の一部の同意書があればFITの申請ができるということで書かれているのですか？

事業者：事業実施想定区域の日高川町側につきましては、すべての地権者様から同意書を頂いている状況です。それをもって、今回、事業計画認定を提出しようというふうに考えております。

委員：有田川町側については、まだですか？

事業者：今、お話はさせていただいているのですが、紀中ウインドファームの関係者との協議状況で、そこの方は進めていきたいと思っております。

委員：すべての地権者というのは、完全に連続しているのですか？すきまなく。

事業者：そうです。

委員：この前、もう一つの事業者さんと話をしていたら、鉄塔は見えないけど、ブレードは見えるところがあるかもしれないという話が出たのですが、私たちとすれば、風力発電機が見える見えないというのは、ブレードの端まで含めて見えるか見えないかという思いでいるんですが、どう考えていますか？

事業者：あらぎ島に関する質問だと思いますが、基本的にブレードの一番トップも見えないようにしました。

委員：あらぎ島だけでなく、見えないと言ったときは、ブレードの先まで見えないという意味ですか。

事業者：おっしゃるとおりです。かなり大切なところで、そういう問題がちょこちょこ日本で起こっていますので。昨日も福島県の飯館村というところで結果的に工事が完了したら、羽根の一部が見えましたというので、村長さんが村民の方に謝罪をしていました。もともと弊社はそこから入ろうとしましたので。というのが、生石高原からは見えてしまうのですが、あらぎ島については、私が子供のころから、有田川町になる前から、メジャーなところだと分かっていたので。そこは、町へのお約束です。

委員：No. 10の残土の問題ですが、最近の傾向では残土というのは、開発した地域内で残土を処分

して外に出さないという傾向があるというふうに認識していますが、残土は外に持ち出すと書いてありますが、保安林の場合は持ち出さなければならないという法律で持ち出すのですか。

事業者：このエリアというのは、有田川町側も日高川町側も保安林のエリアです。一級保安林と二級保安林という区別があります。ただ、基本的に保安林内に残土処分場というのは、和歌山県では例がありません。一番いいのは切土と盛土のバランスがちょっとであれば良いので、そうすると稜線部分を切っていくのが良いのは良いんですが、やっぱりそううまくはいかないんです。どうしても切土が盛土を上回ってしまうので、その部分については、既に日高川町さんの近隣の地権者を頼りながら、一部は置けるよというところを紹介いただいている。一番いいのは場内処分であります。和歌山も民有林のところはほとんど広川も由良も印南も場内処分をやっているんですけども、このエリアは保安林ということが分かっていますので、風車のヤードのところプラス渡る道路のところは、解除なのか作業許可なのかという問題はあると思うんですが、土捨て場の部分については、置けないという理解でやっております。日高川町の方で、なんとか置かしていただくというか、整地しながらやらせていただくという見込みはついております。

委員：インベントリの問題です。No. 15、No. 16、No. 17 です。主な確認種とあるのは、後ろにあるリストのうち、重要種と書いてある種は別の表に書いてあるので、それ以外の種の中から選んだと書いてあるんですが、選んだ選定基準というのは何ですか？

事業者：文献調査の方の資料編に記載させていただいております星取表が後ろにあるんですけども。資料2 ページ以降に哺乳類から記載しているのですが、なるべく○がついている種を抽出しました。いろんな文献に記載がされている、一般的に見られているという解釈のもと、その中から選んで。

委員：文献の数が多いやつですね。

事業者：主に重要種に該当してしまう種ですと、文献の○が少なくなっているような状況になりますので。

委員：重要の意味なんです。なぜ重要か。例えばギフチョウでいうと、竜門山のギフチョウは重要だけでも、ギフチョウそのものはいろんなところにおる。なぜ竜門山のギフチョウが重要かというのは、生態的に別の意味がある。そういう意味で重要な種というのを選んでほしい。

事業者：そちらの方についても、地域的に重要な種ということで、和歌山県のレッドデータブックの選定基準としてあるというふうに認識しているので。学術的に重要というところで分布又は生態等の特性において学術的に価値のある種ということで、選定基準が和歌山県のレッドデータブックの方であるという認識です。こちら、SI というランクで記載があるので、そちらは選定基準としては網羅できているというふうに考えています。もちろんこれ以外にもあるかもしれませんが、一定の基準を保持した上で選定をさせていただいております。

委員：分かりました。

委員：レッドデータブックから引用するのであれば、中の文章もちゃんと精査して引用してほしいと思います。和歌山県にギフチョウがあるからと、ここに○をされても、ここにはギフチョウはないわけですから、ちぐはぐな問題が生じてくるわけです。私は、この地域で見られる貴重な昆虫としてあげましたけども、なぜあげたかという、たぶん、私が30年、40年かけて調べた中での出現種で非常に希少だからということであげたわけで、年3回のトータル1週間調べられても、多分、90%は見つからないと思います。そこらへんをもうちょっと認識してほしい。それから、もう一つ、自然林のNo. 18、「尾根の植生について、尾根はほとん

どスギ林」「中には自然林もありますが、二次林です」とか、こういうふうに書いてますけども、ごく狭い範囲でも自然林が残っているというのは、生き物にとっては非常に重要なんです。あの稜線には、幅数メートルほどしかない自然林もあるんです。こんなのは、この本でいうと、ないに等しい自然林なんです。でも、白馬山脈の中に残された自然林としては、非常に重要な位置を占めているわけなんです。例えば、城ヶ森から海の方へ山脈が下っていくにしたがって、いろんな動物が山から里へ移動していくわけです。そのための回廊として、コリドーと言いますが、生き物たちが利用しているわけなんです。稜線が点々とですけども切られてしまったら、そのコリドーは遮断されるわけです。そこらへんの重要性を考えてほしい。

委員：それからもうひとつ、この本には載っていませんが、両生類でモリアオガエルが東谷山に生息しています。一昨日、私、確認してきました。こんなものも、3日ほど調査されても絶対に見つかりません。ないということにされても困るわけです。だから今、いるという話をしているわけです。

委員：資料の見方を教えてもらいたいのですが、資料を見て、いるやつを表の3のところを選定したという説明でしたよね。この表の3をずっと見ていくと、EX、絶滅したというものがかなり出てくるのですが、これはなぜでてくるのですか？

事業者：絶滅というところで選定をさせていただいている種について、文献の発行年、文献その他の資料一覧、資料1ページ、資料2ページに記載させていただいている状況ではあるんですが、14番、15番あたりの文献をご覧くださいましたら、昭和47年、平成7年というふうに町史の方がなっております。こちらについては、編さん年になりますので、平成7年とさせていただいている文献であっても、それ以前の情報が記載されているような状況になっております。

委員：そうすると13番は2012年じゃないですか。この表3も2012年と書いてある。でもEXが出てくるんです。

事業者：EXというのは、選定基準に該当したかどうかということになります。今、一覧で抽出した種に対して、選定基準に当てはまるかどうかということになりますので、絶滅として。

委員：2012年に確認されているんですよね？

事業者：文献その他の資料の発行年が違うのが一つありますが、抽出した文献に町名と種名が記載されていたら、それを抽出いたします。それを一覧にしたのが、資料1以降の内容となります。ですので、その記載の時に確認があったという記載があれば、こちらの星取表に○がつきます。その抽出した種のリストの中から、さきほどおっしゃっていただいています選定基準をもとにランクを新たに設定することになります。

委員：見せ方がおかしいのではないかとということ。

事業者：今回、3章記載分については、絶滅という扱いで選定をしているというふうにご理解を頂きたい。第4章で評価とさせていただく際は、絶滅しているというところで評価対象種から除外するという形をとらせていただいています。あくまで選定した結果ということで、選定基準に該当した結果として、記載させていただいている内容となります。

委員：要するに、引用している文献が間違っているということです。昆虫のことを知らない人が町史にこんなんあります、こんなんありますと書いてあるわけで、実際に調査したわけでも何でもない。周りから聞いたやつを見聞きして書いているだけで、70%あてにならない。私たちが報告書を書くときに町史は一切参考にしません。ここで町史を引用しているからこういう問題が生じてくるので、それはあなたが悪いということではなくて、しょうがない。

委員：町史が悪いとおっしゃっていましたが、虫についてはそうかもしれませんが、鳥類については、割としっかり書いている。今まで夜間調査というのがなされていなくて、載っているに出ない、出ないからいない、となっているのはいっぱいあるんです。フクロウ類、ヨタカとか。出てますし、おりますので、ちゃんと夜間調査を、レコーダーを入れるとかそういうのもよいので、しっかりと調査をやっていたきたいと鳥類については、申し上げたい。

事業者：一応申し上げますと、町史についても、今後も文献としては、信用させていただくことになると思います。もちろん研究されて、実際に種名自体が間違っている可能性は、私共も考えてはやっているところがございます。だからといって、この情報を無視するとか、それを除外してしまう、何も基準がないまま除外するような文献の調査の方法はしないというふうな心づもりでやってまいります。

委員：ですから、絶滅種とか、絶滅危惧種とかいうレッドデータブックを引用されるのは、別に間違いではない。ただ引用するときには記載文をよく読んでほしい。よく読めば、この地域にギフチョウがいないということは分かるはずですよ。文章には、竜門山周辺でしか発見されていないと書いています。シルビアとかタイワンツバメなんかも、実際はこの地域に関係のない場所で発見されているわけですから。そういうのは、ちゃんと文章を読めば、そもそも町史の間違いというのはそれで分かると思います。

委員：それよりももっと確かなものは、それぞれの専門家が一人見たら分かるんですよ。これは違う、これはおかしいとか。そういう人に見てもらうことが重要だと思います。表がいい加減であれば、どうしようもない。

委員：ですから、言いたいのは、絶滅危惧種と書いてあっても、ここに載ってて○がついてあるものは、いる可能性があるじゃないですか。それをいないと勝手に判断して、評価から勝手に外す、オオサンショウウオは絶滅したからといって対象から外していますが、いたというものを勝手に外すのはこわいと思って、今後そういうのは確認をしてほしいということです。

事業者：オオサンショウウオについては、ご指摘を頂いたので、外すという判断になっております。県の方からご指摘いただいた内容です。

事務局：図書を作成する前段階で、自然環境室から出た意見です。

委員：26番。緑化の関係です。「自生種が理想であると考えております」とあります。ここは全域保安林ですので、保安林の場合は、伐採した後、関係のないところは植栽しなさいとか、そういう指示が来ると思います。そこで、まず緑化するとき、自生種でその地域に生えている植物を使うというのは非常に大事なことなんですけど、種はその地域の種であっても、例えばススキがたくさん生えているのでススキを使いますといった場合、中国のススキが結構入っているんです。日本のススキですと入ってきても、ヨシススキがでてきたり、そんなこともあります。緑化・植栽というのは最終段階なので、そういう確保は考えていただきたい。保安林は森林に戻すというのが基本になっていますので、植栽計画を立てます。林業の場合は、スギ、ヒノキ、マツを植えておけばいいですよとなるんですけども、そうじゃなくて、できればこの地域に生えているような樹種を選んでほしいということです。選ぶ際には、例えばブナを選んだ場合に、紀伊半島のブナというのは少し特殊なんですけど、紀伊半島のブナの苗を作っている苗木屋さんはおそらくないので、どこかで種をまくということになってくるでしょうし、モミ植えますというたら、モミは活着しにくいので、ウラジロモミが入って来たりします。ヤマザクラを植えると言って、関東からヤマザクラの苗をとったら、カスミザクラが入って来たりするんですよ。そんなことで、樹種についても、その地域の樹種を育

成するというスタンスで企画していただけたらありがたいと思います。

委員：31番とそれに続く32番。今まで景観に配慮するというと、風景地などの有名どころの景観ばかりに注目して保護しないとイケないと言われてはいますが、日常生活している人々にとっての景観というものも、もう少し考える必要があるのではないかとというのが、この意見です。そのためには、景観的環境が変わることに対する補償という意味で、集まりの場を作って、住民が近ごろ過疎化がどこも進んでいるので、住民の方が気軽によってきて、話し合っ、て、四季の自然、山を見たり鳥の声を聞いたりするような場所を積極的に作っていくようなことを、彼らの環境を壊した代わりに、そういうことをやるべきじゃないかというのが、ここに書いてある趣旨です。それに対する答えとしては、そういうことも考えていくということでもありますので、自治体ともよく相談してそういうことも考えていただきたい。近ごろ、コロナが流行りまして、非常にぎすぎすしている。近所との関係が疎遠になっていますので、過疎化を起こしそうな集落でも近所の付き合いが今までどおりうまくいくようなことも少し考えてやる必要があるんじゃないかということを思います。

委員：同じ31番で、景観のために法面を緑化していきますということが書かれていますが、先日、中紀ウインドファーム見学させていただきまして、見事にコンクリートが吹き付けられているんです。皆さん、法面を緑化しますとおっしゃるんですが、現場を見ると、全然緑化されそうにもなさそう。今の尾根の状況を見ると、緑化できる尾根があるのかと思います。有田川町に林道が走っていて、日高川町の方を作業道を切る、尾根はもし残ったとしても両方に道が敷かれて表面水はざぎもれ、危ないからコンクリートを吹き付けしちゃう。作業道も舗装してしまうとなってしまうのではないかと。これから奥に行くほど尾根はどんどん尖ってくるし、水の出る量も多いし、本当にできるのでしょうか。

事業者：工事計画につきましては、これからということもありまして、今後具体的にどういう形で緑化していくのか、どういった樹種にするとか、そういったことにつきましては、これからのところにはなるんですが、そういったことをしていきたいというふうに思いまして、見解とさせていただきます。

委員：ちゃんと緑化できないとか、そういうことになりましたら、計画は断念されるのでしょうか。

事業者：それで計画を断念ということではないかなと思うんですが、そこは、きちっと考慮しながら計画を進めて、環境影響評価の結果も踏まえて進めていければと考えています。

事業者：今の中紀ウインドファームのエリアというのは民有林で保安林でもないんです。今、工事されているところまでというのは、比較的商業的に事業ができるんです。今、コスモエコパワーさんがアセス中の中紀第二ウインドファームは保安林になるので、ちょっと工事の仕方が変わってくるというのは推定しています。我々が中紀の一期のような切り方をしてモルタルで吹き付けというのは、許してもらえないと思いますので、それは検討しながらやっていきます。

委員：計画時には皆さん緑化しますとおっしゃったんです。でも現実はその状態です。これから第二とか、もっと危険な部分が増えてくるし、事業者：ルギーさんが計画されているところは、もっと危険というか、雨も多いし、大変な地域になると思うんです。そこで、本当できるのかという思いもありますので、計画はきちっと立てていただけたらと思います。

委員：色々お話を聞いて、今日お越しになっている方のお気持ちは、大分分かってきたのですが、このお考えが本当の現場にどれくらい届くのですか。どのように届くシステムがあるのですか。

事業者：弊社は大和ハウスの子会社なんですが、大和ハウスというのも、会社が始まって、まだ6、

70年の会社なんです、風力発電事業というのは出来上がるまでだいぶかかるんですが、その後も20年間の契約、その後、できれば風車を大切に使って、FITが終わった後もできれば、電力会社さんに売るか、もしくは自社が使うことで、我々RE100というのを宣言していて、ダイワハウスのグループ内も電気は再生可能エネルギーでやろうとしているので、その辺の精神は残ると思うんです。ですので、私なんかはまもなく退職ですが、あえて弊社はプロジェクトマネージャーを20代のやつにしているというのはその辺の理由もありまして、彼は少なくとも20年経って25年経ってもまだ社員としてやっていますので、その辺は、会社の哲学というか、やっぱりご迷惑をかけると、ダイワハウスなので、確実に本体に影響が出るということで大切にやらせていただこうとは思っています。

委員：誠意をもってやったとしても、リプレイスになったときに、一旦こういうふうに立てたのに、リプレイスになって大きいものになるから、ここはいらなくて、次はここを削るとかになると、ずーっと削ったのと一緒にになってしまうとかということも起こる。あの話は何だったのということになってしまいます。それはないでしょということの方が多いので、どんなふう意思伝達が行われて、空間を超えて、時を超えて行われるのかということがすごく気になります。言われたことをどこか頭の隅に置いておいてもらいたい。

事業者：もちろんです。

委員：山を削って裸地を作るんですけど、その削る前の写真というのは当然とっているんですね。そうすると付けた後に植栽をして、それから経過するごとに当然、観察していますから、どうなるかというのは分かると思いますので、その集大成というのはどこかに出てくるわけですね、日本のすべての事業で。うまく緑化が進んで、ほぼ元のようになるのにどのくらいかかるか、今でどれくらい風力発電を始めてから経っているのか知りませんが、10年経って元通りになっているというようなどころがあるのですか。

事業者：日本で、風力が始まってようやく20年くらいです。実は、日本で一番古い風車、えりも風力発電所と神奈川県三浦市の三浦風力発電所のプロジェクトマネージャーを僕がやったんですが、基本的に、えりも風力発電所というのはえりも町営牧場の中、三浦風力発電所は三浦市の公園の中です。我々の稜線の一番西の方は、キンデンさんの案件が今リプレイスアセスかかっているはずなんですけど、地権者さんや地元自治体さんとのご相談になるんですけど。こないだ住友林業さんの方の説明会か何かで、木は何年かかったら元に戻るのかという議論があったんですけど、我々卒FITでできる限り事業はさせていただきたいんですが、いよいよ撤去ということになりましたら、土地の所有者さんの中に日高川町さんも入っているので、区有地も入っているので、その辺りご相談させていただいて、もしリプレイスがないということであれば、原状ある姿というか、基本的には森にかえすということを考えなければならないと思います。だいぶ先の話になるので、ここでコミットというのは難しい話になるんですが、ですので、日本はそろそろ撤去する事業も出てきています。

委員：要するに長い将来を見据えながら周りの環境も観察していただきたいということです。

委員：ヨーロッパへ行くと、風力発電というのは、足元のポールの横まで草が寄っていますよね。この前、リプレイスの現地を見に行ったりしても、ヤードのために広く碎石が敷かれていて、なぜここは緑化しないのかと聞くと、しょっちゅうクレーン車が来るのでということ言っていました。こんなに裸地が必要なのかという思いがしているのですが、その差は为什么呢。

事業者：作業工法等にもよりますが、メンテナンス作業は必要です。それが、牧草地のまま、そこまで重機が入り込めれば、牧草を養生して作業をすることもできるんですが、場所によっては、道が取れなかったりするところもありますので。事業期間は、そういう形で、砂利を敷くと

ころもあると思うんですが、いずれ撤去するという局面においては、地権者さんや自治体さんのニーズで、多分緑化してほしいというところが多いと思います。

委員：尾根を飛ばして建てた場合は、かなりの確率でヤードとして碎石を敷いた状態になるのは仕方ないのですか。

事業者：基本的にあまり切らずに済むところを選ぶのが風力事業者の務めだと考えています。電源開発さんと協議をするというのはそのへんにあるんです。やろうと思えば、我々が日高川町さん側の同意をいただいて、向こうは有田川町側の地権者と交渉をされているので、ありようによっては二列並べるのかということもあるんですが、それはちょっと環境負荷を考えると致命的になるので、できればお互いが建てやすいと言われていたところを一緒にやれば一番いいのはいいんです。ですので、我々もボーリング調査とか今後進めていくに当たって、できる限り土量の少ないところで計画したいとは思っています。

委員：前に和歌山県の河川審議会の委員をしていました。河川審議会は、河川の総合整備のための計画を作るんです。そのときによく出るのが、河川の護岸をコンクリートじゃなくて自然工法にしてやるということで、全体のマスタープランをすごく環境を意識したレベルの高いものを作るんです。地元の人たちもこれだったらいいよとOKを出す。ところが、実際に工事をするときに、かなりめっちゃめっちゃな工事をして、地元から「あなたたちは何やっているの」とこっぴどく怒られて、「そう言われても現場監督しているわけではありませんので」と言って。皆が意識して考えているのに、とんでもない三面張りの工事なんです。現場がいかにかきちっとできるかが問題なので、例えば、現場監督や指揮するところは、この報告書を読むとか。尾根の貴重な植生のために、造園の技術者がいる。ここはこう切ったらダメなのでこうやろうとか、そういうものの見方で見ないといけない。特に法面は植物が活着しないからなかなか難しい。よほどしっかり考えて対策をしないといけない。造園の技術者が入って考えるくらいやらないと。自然を丁寧に触らないといけない。それから、さっきの裸地の問題ですけれども、あれもメンテナンスの工事車両が入るのは当たり前で、大型車両が入る通路があれば、そんなに面積は必要ない。ところが、工事をやりやすいようにしてしまっているから。つまり、工事をする自由度を与えすぎてしまっているんです。自由度を与えすぎているのが自然環境を壊しているんです。自由度はできるだけ制限しないといけない。それが自然を守る大前提だと思います。そここのところを考えたから、しかもそれを現場が一番問題なので、現場をきちっとコントロールできるかどうかということが大事だと思います。できれば、直属の現場部隊を作ってもらってやってほしいと思います。

事業者：了解いたしました。

事業者：(資料1の第4章、資料編関係の説明)

委員：53番あたりにからんだことですが、すべてフォトモンタージュで解決しようという感じですが、眺望点の空間によってすごく違うと思うんです。例えばしらまの道の駅のように谷底にあって、ほとんど高い山に囲まれていて、一か所だけ稜線が低くなっている。そういう場合は、そこにしか視点が行かないわけです。眺望点の空間によって同じ視野角であってもものすごく気になる場合もあるし、あんまりそうでもない場合もある。眺望点を取り囲む空間によってものすごく違うと思うので、フォトモンタージュだけでは、言いづらいところがあると思いますので、視点場を取り巻く空間が重要だということを意識しておいていただきたいと思います。特に山の中では、そこしか見えないような場所と、360度見えて散漫になるところでは、気になりやすさ、印象度が違ってくるので、機械的に1度だから、0.5度だから

気にならないという話ではないというこの辺りも含んでおいていただきたいと思います。

委員：33 番です。182 ページを開いてください。「予測結果をもとに重大な影響を実行可能な範囲内で回避又は低減できるかを評価する。」とあります。実行可能な範囲でちょっとでも直せばよいというふうに日本語は書いてある。この書き方は悪い。だから、事業者が主体ではなく、どれだけ重大な影響がなくなるかが問題なんだということを忘れないでほしい。それから、次、34 番ですが、休校の学校や廃校の学校がありますけども、建物はたぶん残っているんだと思います。地域の活動に、今は利用していなくても、これから利用する可能性は非常に高いと思いますので、地域活性化が認められ、あるいは地域の交流が求められている現代には、そういうことに利用される価値もあるので、ここに校舎はあるけども廃校になったから気を遣う必要はありませんというような荒い結論は取らないでほしい。それからもう一つ 35 番。52 ページの地図。青い線が出ていまして、説明によると、山脈の概念図であると。こんな尾根を書いて何の意図があるのか。書き換えますと言いながら、今日頂いたものを書き換えた絵がない。

事業者：図面に関しては、間に合わなかったの。一般的に白馬山脈ってどの辺の位置なのというのを示すために、模式的に示させていただいた絵になります。これをもとに予測評価をするという図面ではございません。

委員：後ろの方に、193 ページの図 4-3-3 というのは、重要な地形及び地質の分布図と書いてあります。この山脈以外は、結構いろんな要素が書いてあるので、これをもとに議論がされているんですね。

事業者：典型地形につきましては、国土地理院の地図を見ていただきますと、しっかりその範囲が記載されております。ですから、それを文献調査に移して、それをがっちと書くことはできたんですけども、白馬山脈については模式図みたいな形になってしまっているの、それは方法書のときに稜線を引いて修正させていただきたいと考えております。

委員：これまでの議論と重複するところがあるかもしれませんが、私の理解するところでは、この計画段階環境配慮というの、文献ベースになる限られた情報の中で評価をしていかないといけないわけで、特に 4 章の評価の部分では、どういう条件をもってどのように考えて評価するかというはめ方を問われる部分だと思います。一つ、この 52 番に他事業との累積的影響と書かれてございまして、評価の前提条件のところ、他事業についての影響がおそらくいろいろ及んでくるということは、アセスの場合非常にクリティカルで、ご存知のとおりグローバルなインパクトと違って、アセスの場合、どれだけの風車がトータルとしてそのゾーンに立つことが許されるのかということは、これは他の事業は関係ありませんよということとは言えないわけです。業者業者がそれぞれ考えながら、それをもとに考えていきますよというスタンスは明確に 4 章で示されないといけないと思っているわけなんです、この他事業に対しての影響ということは、ひとこともスタンスとして出てきていない。ここまで隣接して事業がある中で、その前提条件が触れられていないというのは、スタンスとしてはいかがなものかと思いました。

委員：もう一つは、総合評価のところ、4-4-1 になりますが、環境保全措置を検討することにより回避又は低減が可能であると言われております。ここでいう環境保全措置というのは明らかに事後の措置であって、例えば事業計画をかなりの程度見直していくとか、そういう事前の措置のことは、アセスの場合、一般的に認識されません。ここまで不確実な状況がある場合に、最低限、ここで明確に影響がないと言い切るためには、事業計画の中止も場合によっては私どもは辞さないですよというようなスタンスは文章として表現していただくというこ

とは必要ではないかなと思いました。次の方法書の中で反映していただきたい。

事業者：了解しました。

委員：41番のブナ林ですが、白馬のブナ林がどういう位置づけにあるのかというのが一番大事なところですね。ブナがどういうものかというのは誰でも分かる。白神山地にあるようなものすごく広い中にあるブナ林と同じ価値ではない。それがどういう価値があるかというのをここに書くべきだと思います。そういうことが一行もなく、「ブナ林である」と。「非常にすたれて何本かしか残ってない。」こんな書き方は、失礼にもほどがあると思います。

委員：38番に関係することですが、動物の専門家としては、コウモリの専門家にヒアリングをされていますよね。コウモリの専門家にヒアリングをされたんですか。217ページ、コウモリの専門家の答えだと思うんですが、コウモリについてだけ答えられていますけども、ほかの質問されなかったのですか。哺乳類はコウモリだけではなくて、224ページにヤマネとかツキノワグマとか色々出てきていますよね。

事業者：この専門家につきましては、コウモリの専門家です。ですので、コウモリに特化した内容をお聞きしています。

委員：コウモリ以外の哺乳類は問題ないと考えたんですか。

事業者：哺乳類の専門家としては、コウモリというふうに考えています。ただ、今回文献調査というところもございますので、飛翔するものというところで、そこに絞った形でヒアリングをお願いしている状況です。今回、コロナの影響で、なかなかアポイントを取れない状況であったので、飛翔というところで絞った形でお願いをしています。

委員：後ろにインベントリがあります。例えば、オサムシとかゴミムシとか羽根がないからストライクが起こらないから、斟酌する必要がないと考えているのですか。コウモリ以外の哺乳類は関係がないということではないでしょう。

委員：コウモリ以外にも大切なものがこの白馬山周辺にいます。特にヤマネなんかは、搬入のために稜線を切っていくと完全に移動できなくなるので、そういう影響をきつと受けると思うので、気になりました。

委員：いずれにしても、地元にも適当な人がいるので、それも地元のブナ林を知っている人もいます。日本国中にブナ林の専門家がいるといっても、ここのブナ林を知っているかどうかは分からない。ここのブナ林を一番よく知っているというような人が地元にはいるということです。ヤマネでも、この辺のことを知っている人がいるから、地元の人々の知識を得ることが重要だと思います。

委員：あの辺り、稜線に風車が全部立っていますが、あの空間はどこまで立つのが許容できるのか、もう既にオーバーしているのか、それは誰が見て誰がコントロールしたらいいのだろうかというのは、どうしたらいいんでしょう。こうして環境アセスの図書が提出されると、この一冊だけを見て言わないと仕方ありませんが。

委員：極端に言えば、和歌山県民の意識の問題で、そうやって電力を要求するのか、あるいは景観を要求するのか。多数派が電力であれば、電力に傾かざるを得ない。

委員：風力発電事業を実施されようとする事業者の考え方にかかわるところですが、ここで90基弱の風車が立とうとしているんですね。アセスとしては個別の審査でやっているのですが、我々審査会としては審査しますということになります。それじゃあ、こんなにたくさん集積しているのはどう考えるのですかと審査会に聞かれたときに、どうこたえるのかと。限界はないんですかと聞かれると、限界はあるでしょうと。限界はどこですかという話になると、風力発電事業としては、特定のところに集中すると。風況があつて、送電関係があつて。そ

それを事業者としてはどう考えていくのかというのをちょっとお聞きしたい。例えば、4つの事業体として事業をするようなことになってしまうんですが、それじゃあ、共同事業体を作ってお互い出資してやれば楽な話でいいんじゃないかということも当然一般論として考えられますよね。コストもたぶん削減するから。なぜそんな話に進まなくて、個別にしているのかということになってしまうんですけども。これをやったことによって日本の風力発電の技術力が高まって、海外に売れるかということと多分、日本のこういう山地のところと似たところがないので、日本の技術力が輸出に貢献するということには多分ならないだろうと。何を目指してこうやっていくのかというのがですね、事業者の方はどう考えているのかというのはいかがでしょうか。

事業者：私見ではありますが、まず、和歌山の風車はどうなっていくかというのと、今のフィードインタリフ (FIT) 制度が今年度で終了します。そういうと、説明会で駆け込みかというお話もいただきますが、それは我々、かなり古くから開発を行っていました。それは去年から入らせていただいて、ただ、和歌山県は系統が細いので、順番待ちが続いています。今、御坊有田線とかの送電線が、太陽光の方の押さえ込みがすごくて、風力がなぜ太陽光に勝てなかったかというのと、アセスメントの期間が4年くらいかかるんです。太陽光は、ようやく和歌山県で反対運動が起きて、若干案件が詰まり始めているんですけど、彼らはアセスメントがない分、系統が取れば地権者さんの同意ですぐ走れる。その分、我々は、4年前くらいのところから入るんです。ですので、一つはあの稜線がどうなるかというところというのと、今後、陸上の案件というのは、ほぼ終焉していくように私は感じます。地元説明会に行くと、あのスーパー林道が護摩壇山まで続いているのが分かっているのかと言われますが、分かっているんですよ、分かっているんですが、私古くから和歌山にかかわっておりまして、あの辺が風がいいんです。六甲おろしが、北西風がずっと降りてきまして、我々の計画地くらいまではかなり風が良いというのがあります。じゃあみんなで作ったらという話もあって、今回、電源開発と協議をさせていただくというのがあります。ですので、無条件にこれから風車が増えるかというのとそういうことではなく。キンデンさんはもちろん関電さんの子会社ですし、エコパワーさんはコスモ石油の子会社ですし、事業者：ルギーはダイワハウスの子会社ですし、あとは電源開発さんという形で、やっぱり長期間面倒を見るという観点でいうとエネルギー会社が責任をもってやっているというのがあります。コスモエコパワーさんとは、案件が並ぶので、情報交換等はさせていただいておりますので、ケンカをしながら事業をしたいというものではありませんので。今、和歌山県の計画だけでいうと、紀美野、紀の川だったり、有田川、海南だったり、かなりでかいのが計画としてはあるんですが、ただ、このままいくと固定買取制度というのが今期でなくなってしまうので、今度はフィードインプレミアムという変動型の制度が始まりますので、そのときに太陽光もそうだったんですが、未稼働の案件というのは、多分、経産省からケッチンを食らって、和歌山の案件がすべてできるかというところではないと思います。ただ、あそこの白馬山脈については、六甲おろしが定期的に吹いてくる土地ではありますので、地元の方には「ここはやらせていただきたいんです」というお願いはさせていただいているんですが、そこからは無制限にあちこちでできるという状況ではありませんので、今のところはそういう状況だと思います。あとは和歌山は、洋上風力とかそういう方向には伸びていくかもしれませんが、ただ、和歌山は目の前の海が深いので。もう少し言うと、紀伊水道は、神戸港、大阪港、堺港、和歌山港と日本の貿易の20%くらいをあそこの海域を使うので、なかなかあそこの案件というのは難しいと考えますので、和歌山が今後どうなっていくかということというのと、陸の案件についても、終わっ

ていくのかなと個人的には思っています。

委員：最初のところで、再生可能エネルギーの開発がいかにか大事かということを書いてありまして、それはその通りですけども、これで日本のエネルギー政策の観点からしたらものすごい量のものを開発しなければならない。そのために、どう積み上げていって、どういう手法を開発するかというところがなかなか見えてこないんですよ。それをどのように考えていくか。もう一つは、言われているアセスというのは、事業の影響をできるだけ静置に見ていこうとしているので、微分をやっているみたいなものです。ところが集まってくると微分ではなくて積分が必要な状況になる。微分ばかりやっていて、社会に説明ができますかという、考え込んでしまう。

委員：2 ページのところ。分かりやすい平たい言葉で書いてあるというか、もう少し事業者としての思いを書いてあればいいなと思います。

委員：電源開発さんと二つ進められているのが、ことらとしても評価しにくい。もう少し計画が進んだら協議すると言っているんですが、早くしてもらわないと、どれだけ立つかというのは大事だと思います。これって提出する期限があるんですか？

事務局：FIT の認定申請には、期限があります。

委員：すごく気になったのが、38 番。「印刷までに間に合わなかった」遅れてもいいじゃないですかと思ったんです。前の電源開発さんのやつが分かっているんだったら、それと一緒に評価して、これを出してくるべきではないのかなと思ったんですけど、その辺をお願いします。

事業者：経済産業省の FIT 認定の期限というのがございまして、事業計画認定をとるために必要なものが、1つが系統連系の申込み、1つは地元地権者の承諾書、そして、アセスメントの方法書が地元の自治体に受理されているということが、エビデンスになるんです。そういうことで、ちょっと急がせていただいた次第です。現地調査の時にも申し上げたつもりだったんですが、要は今、日本は、かなり駆け込みでいろいろ申請がされていて、我々も今回初めてかなり重複してアセスが実施されているのは事実としてありますので。和歌山県のみならず、鹿児島県だったり、北海道の襟裳岬だったり。経産省さんは、基本的には、事業者間で検討しなさいと、ただ、事業認定は業者に出してくれているようなんです。我々もそれをやると、折角、日高川町さんや有田川町さんが、がんばれと言ってくれているのに、地元の説明が持たないんです。説明会では「どうするの？」という話になるので。ですので、次回の方法書の説明会の折には、確実に具体的に一緒にやるのか、片方がやるのか、お互い減らしてやるのか。先ほど会長の方から事業を縮小してやるという道はあるのかというご質問を受けたんですけど、それはありえます。ただ、経済産業省さんがルールを決めておりまして、事業認定をとった 80%以内に収めることとなっているので、8割ルールとよく言うんですが、なかなか両社の案件が 80%ずつということにはならないと思うので、今回はこの辺りが、オブラートみたいな形で申し訳ない説明になっているのですが、次回、こういう説明会が 12 月か 1 月頃に行われると思うんですが、地元はもっとクリティカルで、地元紙でも書かれていまして、いかにも都会の業者が陣取りをしているような、一般の方が見たら面白いような記述をされているので、そこは両社ともわかっておりますので。必ずそれは 12 月 1 月の説明会には、こういう状態ではないようにさせていただければと思うんですけど。ただ、今の経済産業省さんは、僕らのやっていることは再生エネルギーなんです。さっき先生からも「風力ってどうなるのか」という質問がありましたが、今、日本の電力消費量の中の風力というのは、0.9%くらいしか発電できてないんです。ただ、もう少し頑張れば 1%になる。1%が多い少ないじゃなくて、とりあえず老朽化した石炭火力とか、更新のできない原発のため

に。我々は、石炭がダメとか原発はダメとかいう気は毛頭ないんですが、日本のエネルギーの中でももう少し再エネは頑張らなきゃダメかなというのは会社の方針としてあるので、やらせていただける限りはやらせていただきたいと思います。

委員：方法書を出さないと、やりますよという特定の事業者としての位置づけが確保されていないので、方法書まではこのままいって、それができれば二社間の協議がされると思っているんですけども、地元の方はそういうことが難しいこともある。

事業者：事業者として確保しておりますのは、そういう厳しい知事意見もいただけるんじゃないかなというのは、覚悟の上で今日も臨んでおりますので。あの稜線に風車が二列も並ぶということは考えられないというのは当然の話でして、我々の方が開発時期が早かったので、日高川町さんの役場の方、地権者の方、町長、副町長、同じように有田川町の皆さんの意見も聞きながらやらせていただいているつもりです。電源開発さんの案件が、弊社より2.5倍くらいあって、うちの案件がこのクラスの大きさというのは、我々が地元で早く入ったというのはあったので、「地元で早く入ったらもっと大きくなるんじゃないの」とたまに言われることがあるんですけど、地元に入れば入るほど、「あらぎ島から見えたら駄目」とか、「ヤッホーポイントから見えたら駄目」とか、「白馬の道も大事だろう」と言われると、案件というのはちっちゃくなってきてしまうんです。この前、こちらの先生から「この道で本当に風車が通れるの」という話になったんですが、実を言うと、今、電源開発さんと事業者：ルギーと使う風車の羽の長さが12メートル違うんです。ですので、我々は、本当を言うと大きい風車を使いたいんですが、それをやると改変面積が増えるし、水辺とか痛めちゃうんです。我々は、先に入っていた分だけ、この風車が限界だなと思ったので、50メートルの長さのブレードを使っているんです。電源開発さんのやつを見ていただくと62メートルと出てくると思うんですけど、62メートルは、我々も日通さんとかに下調査とかしてもらっているんですけど、あの道はもちろん通れませんし。エコパワーさんが工事されているところの道は、エコパワーさんの二期工事が、日本に今2000kWの風車が消えちゃいましたので、エコパワーさんも二期工事が3000kW級の風車を使うことからすると、エコパワーさんの風車が通れるということは、我々の風車も通れるということからいうと、折角、環境事業をしているので、環境負荷を最小限にやりたいということから事業に入ると、このクラスが精一杯というのがあ

在しなかったことから、環境影響評価の景観分野においては、これまで広く掲載されてきたこの知見が参考として活用されてきましたので、それを踏襲させていただいたということです。

委員：どこもみんな入っていますが、入れないといけないんですか。

委員：ガスが必ずしもかかるなんてことが考えられないところもあるじゃないですか。

事業者：これの根拠として、表を改ざんして入れるわけにはいかないのです、そのとおりに書くしかないので、理解していただきたい。

委員：この表がいつも物議をかもしるので。

事業者：やはり、何かここは基準がないと書きづらいと。正直なところ、ほかに知見がないんです。

委員：今までこの表を使って記述したものがあって、その後、現地調査をしたものがあると思います。それを利用すればよい。都合がいいから恣意的に利用しているとは考えられない。

事業者：我々としては、改ざんできないのでこういう書き方だということです。

委員：この配慮書では、「参考」と書いてくれているので、これは書いた人の気持ちとは違うというのが分かるのでよかったですけど。「よく見える」の「よく」が good と誤解されたり、かなり誤解を生む文章なので、問題の文章だとは思いますが。

委員：50番です。②も同様とあって、検討することにより環境の影響を回避又は重大な影響が出ないほどに低減できるようにと書き直せと書いてある。さっき言ったとおりです。回答の欄の一行目の後ろの方に「どのような環境保全措置をとれば、環境影響を低減できるかを議論する制度であり」と書いてある。正しくは「どのような環境保全措置をとれば、重大な環境影響を取り除けるかを議論する制度であり」とするのが正しいと思います。

委員：263ページに総合的な評価があり、植物の欄なんですが、「巨樹、巨木林」とあって、それは文献があるので調査できると思うんですが、できれば、今後現地調査をするときには、古い木、例えばツツジの仲間なんかは年をとってもそんなに太くならない。でも古い木がある。古い木があるということは、その森林そのものが古いというか、自然度の高い可能性もあるので、調査の対象として、大きい木があるということだけではなくて、ここの森は古いなというその視点で今後、現地調査をやっていただきたい。

委員：先ほど、エコパワーさんと提携してというお話がありました。エコパワーさんは、今稼働している部分もあり、今の状況の、例えばクマタカ、工事していてもいてたというのがあるんです。今もちゃんと繁殖しているかという調査はやってくれているはずなんです。そういう事例についても、共有して、出していただけるようにお願いします。

委員：この前も言いましたけども、最後についているインベントリはいったい何の役に立つかという話です。この工事区域の範囲の中に確実に産したというリストではない。広くとったものは、町単位で出たか出なかったか、一番詳細なものでも、グリーンセンサスの一番狭いメッシュに出たか出なかったかなんです。そうすると、ここにいるかないかわからないリストを示して、丸をつけている。そうすると、現地調査と比べて、いったい何が言えるのか。現地調査では、全種とすることは無理です。そこに出てきた歯抜けのリストと、ここにあるインベントリを比較して、何を言おうとするのか分からない。何のためにこれを書いているんですか。

事業者：こちらの方は、あくまで配慮書段階の文献調査の結果というところになってございます。今後、こちらの結果については、現地調査で出てくる可能性がある種として取り扱うということになります。今後、準備書については、リストに上がっている種がどのくらい実際に確認されたかというところを記載は致します。その項目について、予測・評価をするわけではな

いですが、あくまで文献から何%か何十%かは確認されたというところは、準備書段階では記載をするような形にはなりません。

委員：今回の発電事業の開発に対してどれくらい圧力を加えるとか変化をもたらすとか予測をするときに、何ら解析に使えない。

事業者：解析自体には使えないです。

委員：そしたら、今回の開発の結果あるいは事後調査の結果に何ら影響を及ぼさない。このインベントリがなくて、あなた方が3年くらいかけて現地調査をして、例えば昆虫は何百種とる、その結果と、開発したあとの結果を比べようというのなら分かる。でも、このインベントリとの関係が分からない。ここに出てくるものが絶対いるから絶対記録しろというならわかるが、そういうことではない。出なければ、おりませんでしたで終わりです。もっと端的に話をすると、これは何十年もかけて研究者が得たリストの総計です。あなた方が2,3年調査をして、それに匹敵するようなデータが出るとはとても思えない。それでこれを一体どう使うかというのがわからない。

事業者：これが、今のアセスのルールのようになっているんです。先ほど委員の方から累積的影響について聞かれたんですけど、だからうちは事業者：さんを使っているというのがあるんです。エコパワーさんが、事業者：さんを使っている。基本的にこの本というのは、経産省のスタンダードになっているので、先生のおっしゃっているとおり何十年も前の文献もあるんですが、これは目録というカリファレンスとして見ていただくしかないんです。

委員：制度的に文献を調べてするというところに配慮書はなっていますので、その弊害ですね。

委員：21ページの地図なんですけど、白馬山のブナ林が特定植物群落になっていますが、その南側の部分に何か建てられるんですか。

事業者：今のところ具体的にどこに立てるかは決めていないのですが、まず現場を調査して、特定植物群落がどうなっているかということも含めて調べた上で、配置などを決めていきたいと思っています。その中で、南側が環境影響評価上、問題がないということであれば、そこにも立てることが考えられますし、例えば青色のところも、その植生は問題ないということであれば、そこも含めてエリアとするという意味でも、今回範囲を設定しているという状況です。

委員：ブナ林というのはバッファゾーンを設けないといけないから、その分だけは離してほしいと、先ほど申しました。

委員：26ページです。ゼロオプションはないと書いてあるのですが、はじめに我が国の電力需要に対して貢献するのがこの事業であると書いておいて、ゼロオプションというのはないと書いてある。例えば、我々が要求して、あれも駄目これも駄目といって、コストがどんどん高くなって、建てたら赤字だといったときに、電力事業に貢献するというのが目的で、赤字が出てもゼロオプションはないのか。

事業者：事業性も考えていかないといけないんですけども、今回は環境影響評価ということで、事業性はまた別の話です。

委員：配慮書段階の配慮としては、ゼロオプションはないということですね。

会長：長時間になりましたが、委員の皆様、事業者の皆様ありがとうございました。配慮書に対しまして、限られた時間の中でしたが、御忌憚のない御議論をいただけたかと思えます。最終的には審査会としての意見をまとめ、知事に提出することになっています。今後の進め方について、事務局から説明をお願いします。

事務局：審査会意見の形成の仕方ですが、前回の審査会と同様にまずは事務局案を作成しまして、委

員の皆様にご確認いただいた上で最終確認を会長に確認していただき、審査会意見とさせていただきますと考えています。ご確認いただく期間については、1週間弱くらいにはなってしまうのですが、よろしくお願いします。

会長：そういうことですので、限られた時間ですが、ご検討いただけたらと思います。どうもありがとうございました。

和歌山県環境影響評価審査会（令和2年8月6日）

出席者名簿

○ 出席委員 12名

氏名	役職名等
入野 俊夫	和歌山大学システム工学部教授
岩井 珠恵	ビジュアルデザイナー
内田 紘臣	(株)串本海中公園センター名誉館長
岡田 和久	和歌山県立自然博物館副主査
此松 昌彦	和歌山大学教育学部教授
竹中 規訓	大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科教授
谷 奈々	(一財)和歌山社会経済研究所研究委員
津村 真由美	(公財)日本野鳥の会和歌山県支部幹事
濱田 學昭 (会長)	元和歌山大学システム工学部教授
細田 徹治	和歌山県自然環境研究会会長
的場 績	元和歌山県立自然博物館副館長
吉田 登 (副会長)	和歌山大学システム工学部教授

○ 欠席委員 2名

氏名	役職名等
梅本 信也	京都大学フィールド科学教育研究センター 里域生態系部門紀伊大島実験所所長・准教授
江種 伸之	和歌山大学システム工学部教授

○ 事務局出席者

所属	役職	氏名
和歌山県	課長	中井 寛
環境生活部環境政策局	課長補佐兼班長	石井 信之
環境生活総務課	主任	瀬谷 真延

○ 事業者出席者

大和エネルギー株式会社	3名
株式会社新エネルギー支援サービス	1名
一般財団法人日本気象協会	3名